

会議の名称	民生文教委員会 協議会	開催月日・令和5年12月18日 開会時間・午前・午後 9時57分 閉会時間・午前・午後10時20分
出席者	川柳 雅裕 南谷 清司 後藤 徹 佐藤 健 栗津 明 藤川 貴雄	
欠席者		
オブザーバー	副議長 安井 智子	
傍聴者	河崎 周平 原 一郎 豊島 保夫 花村 隆	
説明のために出席した者	石黒副市長 山田病院長 吉村市長室長 山並企画部長 堀市民部長 高橋生活環境部長 三輪健幸福祉部長 横山子育て・健幸担当部長 浅井病院事務局長 田中総合政策課長 佐藤保険年金課長 野村保険年金課主幹 鈴木生活安全課長 冨田生活安全課主幹 伊藤高齢福祉課長 松下高齢福祉課課長補佐 熊崎子育て・健幸課長 八島子育て・健幸課課長補佐 南谷病院総務課長 野辺病院総務課課長補佐 川田病院医事課長	
協議事項	1 付託案件の審査 議第81号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 議第82号 羽島市老人福祉センター条例を廃止する条例について 議第83号 羽島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 議第84号 羽島市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について 議第91号 令和5年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 議第92号 令和5年度羽島市病院事業会計補正予算(第3号) 議第95号 令和5年度羽島市介護保険特別会計補正予算(第2号)	

【開会＝午前9時57分】

川柳委員長

ただいまから民生文教委員会を開催をいたします。傍聴の申し出はないようなので進めます。

本委員会に付託されました議案については、お手元に配布したとおりでございます。その前に委員長からお願いがございます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願い申し上げます。また、執行部におかれましては、発言をする前に挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いをいたします。

最初に「議第81号 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

(発言なし)

川柳委員長

質疑を終わります。

続いて、討論のある方、お願いいたします。

(発言なし)

川柳委員長

討論を終わります。

採決を行います。議第81号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

川柳委員長

ご異議なしと認め、議第81号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第82号を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

南谷清司委員

議案書45ページ、議第82号 羽島市老人福祉センター条例を廃止する条例について質問させていただきます。本会議での質疑で、老人福祉センターの利用者は老人人口が増加しているが、一方、利用者は減少しているという説明がありました。老人人口に対する利用者の割合の経年変化はどのようでしょうか。これが1点目です。

さらに、直近数年間の1日あたりの概ねの利用者数はどの

程度でしょうか。これが2点目です。

3点目、利用者数は延べ人数と思われるが、実際の利用者は近くの方に固定されているという話も時々聞こえてきます。年間の実際の利用者は延べ人数に対して、実人数は概ねどのような状況でしょう。

もう一点お願いします。同じように本会議の質疑で、耐震性能は特に問題ない、つまり大きな地震が来ても構造体としては維持できるというそのような説明があって、その後、しかし設備等の老朽化は激しいため、長寿命化等の工事が必要であるという説明がありました。つまり、外壁や防水、窓、ドア、床、天井などの造作物や電気、ガス、水道などの配管、さらにはトイレ、流し台、照明器具など設備関係の全面的な修繕や交換が必要というように想像ができます。電気、ガス、水道は従来の屋内配管を屋外配管に切り替えたり、防水工事を全面的にやり直したり、窓枠やドアを交換するなどのいわゆる大規模改修、大規模修繕が必要になりそうなようです。あと20年程度使用すると仮定すると、ざっとどのくらいの経費が必要と見込まれるのでしょうか。これらについてご説明をお願いします。

高齢福祉課長

お答えします。高齢者人口に対する延べ利用者数の割合につきましては、平成30年度が159.24%、令和元年度が138.92%、令和2年度が14.51%、令和3年度が14.29%、令和4年度が24.52%です。1日あたりの利用者数は、平成30年度が99人、令和元年度が94人、令和2年度が11人、令和3年度が11人、令和4年度が15人です。年間の実際の利用者数は延べ人数に対しての実人数の状況につきましては、老人福祉センター利用者を全て把握しているわけではございませんので、利用者の把握ができていない教養教室、サークル活動利用者、撞球室利用者の合計の実人数との延べ人数でお答えさせていただきます。平成30年度実人数が450人、延べ人数が8695人。令和元年度、実人数が395人、延べ人数が8940人。令和2年度、令和3年度はコロナ感染症により教養教室サークル活動が休止状態であったため、把握しておりません。令和4年度、実人数が187人、延べ人数が3766人です。また、教養教室、サークル活動利用者、撞球室利用者の延べ人数を入浴者数を除く全体の延べ利用者数で除いたものは、平成30年度が49.17%、令和元年度が56.74%、令和4年度が81.80%です。

続きまして、あと20年利用すると仮定する場合の経費に

川柳委員長	<p>つきましてお答えさせていただきます。平成30年度に実施した調査におきまして、2044年度まで施設を利用する場合の長寿命化等に要する費用として、2億2054万3000円との試算結果が出ております。また、毎年の人件費を含めた運営費は1000万円以上必要になると推測されております。以上でございます。</p> <p>ほかに質疑ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第82号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第82号は原案どおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第83号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>採決を行います。</p> <p>議第83号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

川柳委員長	<p>ご異議なしと認め、議第83号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第84号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
後藤徹委員	<p>私からは議案書54ページになります。議第84号 羽島市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いいたします。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い改正するものがございますが、今回の法律の具体的な改正内容について教えてください。</p>
生活安全課長	<p>法改正の主な変更点としては4点です。1つ目は所有者の責務強化についてです。現行の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務が追加されました。</p> <p>2つ目は空家等の活用拡大についてです。空家等の管理や活用に取り組むNPO法人等を空家等管理活用支援法人として指定する制度や、特定の区域内において規制の合理化等により建て替え等を促進する空家等活用促進区域制度などが追加されました。</p> <p>3つ目は空家等の管理の確保についてです。放置すると保安上危険となる恐れのある特定空家等になる前段階に相当するものを管理不全空家等とし、特定空家化を未然に防ぐための項目が追加されました。</p> <p>4つ目は特定空家等の除却等についてです。特定空家等に対する命令等の手続きをとる時間がないときの緊急代執行制度や市町村長に財産管理人の選任請求権を付与する項目などが追加されました。以上です。</p>
川柳委員長	<p>ほかに質疑ございますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(発言なし)</p>
川柳委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第84号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>

川柳委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第84号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第91号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
川柳委員長	<p>(発言なし)</p> <p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
川柳委員長	<p>(発言なし)</p> <p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第91号は原案どおり可決することにご異議はございませんか。</p>
川柳委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第91号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、第92号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
藤川委員	<p>議第92号につきまして、特別減収対策企業債を活用して資金調達を行うということでもありますけれども、この制度のあらましについてお聞かせください。</p>
病院総務課長	<p>お答えいたします。特別減収対策企業債は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みに伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年度に資金手当措置として総務省が創設した制度でございます。以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、公営企業の減収が発生する恐れがあることから、今年度も引き続き特別減収対策企業債の制度が継続されているものでございます。主な措置内容としましては、特定の建設工事や物品等が対象ではなく、新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生または拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が</p>

発行できるもので、償還年限は原則15年以内とされており、この起債に伴う利子につきましては一般会計からその2分の1を繰り出すことにより、特別交付税措置が講じられることとされております。当院としましては、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されて以降、国からの病床確保に関する補助金などの支援が大幅に縮小されていることに加え、岐阜県が策定した9月までの移行計画に基づき、引き続き専用病床を確保したことなどにより、感染拡大前と比較して収益が大きく影響を受けていることから、国が創設した当該制度の趣旨を鑑み、安定的な病院事業の運営を継続するための対応として特別減収対策企業債の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

粟津委員

過去5年間の一般会計からの繰入金と国、県からの交付金はどのようなであったか、それと、コロナ繰入金を引いた決算状況を教えてください。2番目、本議案の3億円の使途を明確に教えてください。

病院総務課長

お答えいたします。一般会計からの繰入金につきましては、収益に係る繰入金に資本に係る繰入金を加えた過去5年間の数値でお答えいたします。平成30年度8億2890万円、令和元年度7億4601万円、令和2年度7億1885万4361円、令和3年度7億6944万1000円、令和4年度7億5079万9000円でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連する繰入金を除いた一般会計からの繰入金につきましては、平成30年度8億2890万円、令和元年度7億4601万円、令和2年度6億9601万円、令和3年度は寄附金500万円を財源とした分を含め、7億101万円、令和4年度6億9601万円でございます。次に、過去5年間の国、県からの交付金、補助金等につきましては、平成30年度814万9000円、令和元年度1236万5000円、令和2年度10億330万円、令和3年度8億7873万7000円、令和4年度8億2301万円でございます。

次に、3億円の使途でございますが、今回補正をお願いしております特別減収対策企業債につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取り組みに伴う利用者の減少などにより、大幅な収入減が発生している公営企業の資金繰りを円滑にするための制度であり、特定の工事や医療機器などの物品を対象とせず、病院運営の必要な経費に充

	<p>てさせていただきます。以上でございます。</p>
粟津委員	<p>国からの補助金等が令和4年度は8億あったということですが、この3億円の増額をするだけで、今回はクリアできるのか教えてください。</p>
病院総務課長	<p>お答えいたします。一般会計からの繰入金につきましては、令和5年度におきましても高騰するエネルギー価格への支援として、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用する予定で、本年6月の議会で一般会計からの繰入金の補正予算をお認めいただいたところでございます。当年度の病院事業の運営につきましては、今回の補正予算をお認めいただくことにより、企業債を財源とした資金によりまして、安定的な医療提供体制を継続することができる見込みでございます。以上でございます。</p>
粟津委員	<p>このままいくとですね、来年度の経営状況もあまりよくないんじゃないかと懸念されますが、経営改善計画は立てているのかお聞きいたします。</p>
病院総務課長	<p>お答えいたします。令和4年3月に総務省から持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示され、経営強化プランの策定が要請されました。この経営強化プランの策定期間は令和5年度まで、計画期間は9年度までとされています。プランの主な内容は、役割、機能の最適化と連携強化、医師、看護師の確保と働き方改革、経営形態、施設設備の最適化、経営の効率化とともに今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、新興感染症に対する平時からの取り組み等とされています。当院におきましては令和5年度中での策定を予定いたしております。以上でございます。</p>
粟津委員	<p>最初の1回目の3億円の使途と、先ほどの藤川委員への答弁と被るかもしれませんが、確認ですが、2分の1の交付金があるという、この3億円のうちの、その内訳をちょっと教えてください。</p>
病院総務課長	<p>お答えいたします。この起債に伴います利子につきましては、一般会計からその2分の1を繰り出すことによりまして、それに対して特別交付税措置が講じられるということでございます。以上でございます。</p>

粟津委員	利子だけということですか。
病院総務課長	そうです。
川柳委員長	そのほか、質疑ございますか。  (発言なし)
川柳委員長	質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言をお願いいたします。  (発言なし)
川柳委員長	討論を終わります。 採決を行います。議第92号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  (異議なし)
川柳委員長	ご異議なしと認め、議第92号は原案のとおり可決することに決しました。 次に、議第95号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
佐藤委員	追加の議案書ですが、22ページ、8款1項1目事務費繰入金の内訳についてお尋ねいたします。
高齢福祉課長	お答えします。事務費繰入金につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修委託料の市負担分でございます。以上でございます。
川柳委員長	その他質疑ございますか。  (発言なし)
川柳委員長	質疑を終わります。 続いて、討論を行います。討論のある方はご発言をお願いいたします。

川柳委員長	<p>(発言なし)</p> <p>討論を終わります。 採決を行います。議第95号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
川柳委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第95号は原案のとおり可決することに決しました。 以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。これをもちまして、民生文教委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任をお願いいたします。</p>
川柳委員長	<p style="text-align: center;">【委員会終了＝午前10時20分】</p> <p style="text-align: center;">【協議会開始＝10時23分】</p> <p>それでは続いて、民生文教委員会協議会を開催いたします。当委員会として調査及び行政視察を行いました結果について、議長に報告することになっております。各委員会から提出のありました、振り返りのシートによって取りまとめた視察報告書に関して、ご意見などを伺ってまいります。よろしくお願いいたします。</p> <p>今まで皆さんにはご迷惑かけました。ちょうど2日前の土曜日入院して1カ月を迎えましたけど、1カ月経ったので、一度入院をそろそろ解除してほしいというようなことを病院に申しあげましたけど、リハビリテーション科からは時期尚早という言葉をいただきまして、今日も終わり次第病院へ戻るといことで、皆さんにしばらくまたご迷惑かけますことをお詫び申し上げます。この留守中、いろいろご迷惑かけました南谷副委員長、本当にありがとうございました。この協議会についてもバトンタッチさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
南谷清司副委員長	<p>それではよろしくお願います。今までの流れ、経緯から、私のほうで取りまとめをさせていただきたいと思ひます。民生文教委員会行政視察報告書でございます。前回、案を配布させていただいて、先週の金曜日までに意見があったらくださいということをお願いしておりました、その金曜日が終わりました、あと、文章が長すぎるということ、大体1視察</p>

	<p>テーマで2ページから3ページ程度というようなお話でしたので、全体で9ページに収めております。その分あちこちカットさせてもらっておりますが、基本的に視察内容で先方はここまでは多分載せて欲しくないだろうと思われるようなところを削ったとか、質疑応答についても重複しているような質疑とか、視察項目に直接関係ないと思われるようなことを削除させていただきました。</p> <p>それで、特段の意見があればここで伺いさせていただきますけれども、特段の意見がなければ私に一任していただいて、最終調整をさせていただきながら議会の最終日に報告をさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
藤川委員	<p>議員間討議のときに申し上げておりました、運転手と運転士という言葉とか、内容については何も言うことないですけど、</p>
南谷清司副委員長	<p>承知しました。またご指摘、ほかの委員も同じですけど、ご指摘いただければ私のほうで文言の調整、また最終的な確認も私のほうでさせていただいて、20日が議会事務局への提出締め切りになっておりますので、そこを目途に議会事務局へ提出させていただきたいと思っております。一任ということでよろしくお願ひします。</p>
佐藤委員	<p>3ページ目のところですけど、将来を見据えたデマンドタクシーを取り入れと書いてあるんですけど、今デマンドタクシーあるような気がしたんですけど、どういう意味なのかというのだけ伺いたいです。</p>
南谷清司副委員長	<p>今あるデマンドタクシーは民間が実証実験しているものですので、恒常的にこれからも続くかどうか全く不安定ということで、検討という表現になっています。</p> <p>それでは、最後のページに羽島市への政策提言というのをコンパクトにまとめなければいけないということで、前回、過去の例を見せていただきながら、私のほうでまとめさせていただきました。ダラダラと長い文章になっておりますけど、ちょっと読ませていただきますと、市民が健康で文化的な生活を営むためには、移動の自由を確保することは重要なことである。これが大前提です。特に高齢化の一層の進展が見込まれる将来に向けて、高齢者が自ら自家用車を運転することなく、必要なときに必要な場所へスムーズに移動できる、それぞれの地域の特性を踏まえた公共交通手段の整備に</p>

<p>南谷清司副委員長</p> <p>川柳委員長</p>	<p>ついて早急に検討する必要がある。こんな形で政策提言としてまとめさせていただきました。ですから、今のコミュニティバスに対して、必要なときに必要な場所へスムーズに移動できると、そういう仕組みを考えてほしいというところがポイントになってきます。そして、羽島市内いろいろな状況がありますので、それぞれの地域の特性を踏まえたあり方と、この辺が周南市を見てきて考えてきたところだよというような形の文章にしております。ちょっとご意見をいただいて、最終的に私のほうでちょっと調整をしますが、あまり細かい提言ではこういうところだとまずいだらうということで、理念的な提言の形で収めさせてもらっておりますが、何かありますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特にないようですので、またありましたら私へご連絡いただきまして、これも最終的に私に一任という形でよろしくお願いをします。以上で協議は終了です。</p> <p>協議会お疲れさまでした。以上で民生文教委員会の協議会を終了いたします。本日は本当にご苦労様でございました。</p> <p style="text-align: right;"><b>【協議会終了＝午前10時30分】</b></p>
------------------------------	--